

石川県公報

平成26年11月7日

第12747号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告示

○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課)	1
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1
○県道の供用の開始	(同)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2

公告

○土地改良事業計画の変更認可公告	(農業基盤課)	3
○公共測量終了公告	(監理課)	3
正誤		
○平成24.11.27第12548号中		3

告

示

石川県告示第506号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成26年11月7日

石川県知事 谷本正憲

西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ヌの54番地7 有限会社テイチ
羽咋郡志賀町西海風無レの4番1号地 坂本 睦夫

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。）

(3) 区分

大型定置漁業又は総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業若しくは総トン数5トン以上20トン未満の漁船を使用して小型ベにずわいかにかご漁業、かご漁業及び底びき網漁業を併せ営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年10月7日

石川県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年11月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
小原土清水線	金沢市別所町子1番2地先から 金沢市別所町ヲ98番10地先まで 及び 金沢市別所町子1番2地先から 金沢市別所町ヲ98番10地先まで	旧	6.36 ~ 17.68 238.2	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	6.36 ~ 17.68 及び 14.44 ~ 49.00 395.0	

石川県告示第508号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成26年11月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
小原土清水線	金沢市別所町子1番2地先から 金沢市別所町ヲ98番10地先まで	平成26年11月8日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第509号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 中山1号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次直線で結んだ線及び標柱8号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
津幡町中山ナ2番1	1号
〃 〃 〃 4番1・12番1合併	2号
〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 〃 8番甲	4号
〃 〃 〃 7番	5号
〃 〃 〃 5番甲・5番乙合併	6号
〃 〃 〃 〃	7号
〃 〃 〃 3番	8号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 鳥屋尾2号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次直線で結んだ線及び標柱6号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
津幡町鳥屋尾ソ11番	1号
〃 〃 ナ92番	2号
〃 〃 〃 93番	3号

〃 〃 〃 〃	4号
〃 〃 へ290番	5号
〃 〃 ソ3番	6号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
内 灘 町 土 地 改 良 区	非 補 助 土 地 改 良 事 業 (維 持 管 理)	平成26年10月27日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公 共 測 量 (2 級 基 準 点 測 量)	平成26年9月22日から 平成26年10月28日まで	金沢市大河端町地内

正 誤

平成24年11月27日発行の石川県公報第12548号中、正誤次のとおり。

ページ	件 名	誤	正
3	石川県告示第541号	加賀都市計画道路 (3・4・30号山代栗津線)	加賀都市計画道路 (3・5・30号山代栗津線)

